

豪農の桐生進出と呉服渡世

杉森玲子

Advancement of Gono into Kiryu and Gofuku Tosei or Kimono Trade

はじめに

- ① 桐生への進出
- ② 呉服商売を通じた諸関係
- ③ 江戸への進出
おわりに

【論文要旨】

桐生新町は、その地域一帯で生産される多くの絹織物の集散地として発展し、周辺農村部から機屋の奉公人などが流入して都市的様相を呈していた。絹織物の取引の中心となったのは、市で独占的に絹織物を集荷し江戸や京都などの呉服問屋への買次を行う絹買仲間である。本稿では、仲間構成員の一人であった野州安蘇郡戸奈良村の豪農石井家が桐生に進出する過程やその呉服商売の様相を検討し、在郷町桐生の位置付けや豪農の活動のあり方について検討しようとするものである。

石井本家の五右衛門は、天明～寛政期に地主として急成長を遂げるとともに呉服渡世を始め、桐生にも出入りするようになった。文政期には旧来の絹買仲間構成員から得意先を譲り受け、桐生に出店をおいたが、他の絹買次商と同様に売掛代金の滞りが多く、戸奈良村の本店からの借入金に依存した赤字経営であった。天保期には、五右

衛門は江戸においても町屋敷や湯屋株などを所持し、呉服商売にも携わっており、営不振ではあったものの桐生への進出が江戸への進出を含めその後の家業拡大の前提となったと考えられる。

一方、桐生新町は石井家のような豪農の進出を受けて、周辺地域の中核的な町場としての性格をいっそう強め、流通面でも江戸との結びつきの深い在郷町として発展していくこととなった。ただし、桐生新町では領主から賦課された才覚金をめぐって五右衛門の対応が問題になり、絹買仲間内部でも桐生に居住または出店をもっているかどうかで町とのかかわり方や織物類の集荷などの点で違いがみられた。石井家のような豪農層は都市と農村を結ぶ存在としてその活動が注目されるのである。

はじめに

中世以来絹織物が生産されていた桐生では、十八世紀半ば以降、技術の向上と分業の進展により生産量が飛躍的に増加し、絹織物の集散地としてその地位を高めた。この時期、江戸地廻り経済圏が形成され、各地で在郷町が発展したが、桐生も関東の市と町の番付では市の筆頭にあげられ、在郷町の一つとして江戸との関係を深めた。また、地域の中核的な町場として周辺農村部から機屋の奉公人などが流入して裏店層が形成され、都市的様相を呈していた。

絹織物の取引の中心となったのは、市で独占的に絹織物を集荷し江戸や京都などの呉服問屋への買次を行う絹買仲間である。その一員で、上州三分限の筆頭にあげられた佐羽吉右衛門は、関東の豪農層の番付では最上段、西の小結にみえている。この番付では、相州一ノ宮の日野屋新太郎（小間物）や武州下奈良の吉田市右衛門（造酒）のように、流通面で江戸との関係を深めるだけでなく、江戸に町屋敷を所持し、居村と江戸の両方に経営の重心を置いていた豪農の名も見出すことができる。こうした番付が作成されること自体、十八世紀半ば以降に成長してきた豪農の活動が注目されるようになってきたことを示していると考えられるが、佐羽に続いて名のあげられている野州戸奈良の石井五右衛門も、桐生に本店を設けて絹買仲間の一員となるとともに、江戸に町屋敷を所持するなど、居村以外での活動を行っていた。

本稿では、石井家の桐生進出の過程や呉服商売の様相を検討し、在郷町桐生の位置付けや豪農の活動のあり方について考察する。

① 桐生への進出

1 石井家の概要

石井家の本拠地であった野州安蘇郡戸奈良村（現・栃木県安蘇郡田沼町戸奈良）は、野上川、彦間川という二つの川に挟まれた石高一四六三石余の村で、何度か領主が交代した後、元禄十二（一六九九）年以降は旗本大名九給の相給村となり、幕末に至った。

石井家は近世初期に京都から来たと伝えられるが、元和四（一六一八）年に検地が行われた際、同村の七人の年寄の一人としてその名を現しており、近世初頭から小前百姓とは異なる家格をもっていたことがうかがわれる。石井家のあつた戸奈良村久保は、天和二（一六八二）年以降旗本諏訪氏の知行地で、石井家は諏訪氏の用人として財政等に深くかわるとともに、度重なる上納金などの求めに応じて、苗字帯刀を許され、文化十三（一八一六）年には家臣の格式が与えられている。

石井家に残された質地証文などの分析によれば、特に天明〜寛政期（一七八一〜一八〇〇）以降、急速に土地集積が進められた。文政四（一八二二）年の時点では、同村百姓八五人の田畑の所持面積をみると二反未満が七四%を占め、五反以上の者は石井を除き七人と一〇%にも満たない。石井家が領主に対して天保期以降に差し出したとみられる史料には「私儀、持高五百石余所持仕、下男女二家内三拾五人暮二て、農業之間呉服物商売渡世仕候」とあり、圧倒的な持高と呉服物商売によって渡世を行っていることを記している。一方、右の史料では続けて①石井家は戸奈良村の山林百町余のうち七割を所持しており、所持していない百姓にそれを開放し落葉・下草をとらせて「村方助成」としている、②居村は勿論、近村の貧窮者や潰百姓に助成している、と述べており、各地の



関東地域全体図

豪農層と同様に自己の資産の一部を貧民救恤にも振りむけていたとされる。

こうして、十八世紀後半に地主として急成長した石井家は、呉服物商売や質業を開始したほか、酒造株、薪炭問屋株など諸株を所持し、これらの経営によって発展していったと考えられる。ただし幕末期になると借財も少なくなく、質店の譲渡、桐生店の分家への譲渡によって経営を縮小し、明治以降は急速に経営が衰退していったようである。⁹⁾

2 絹買仲間への加入と桐生店の設置

地主として急成長を遂げていた天明～寛政期は、石井が呉服渡世を始め、桐生へ出入りするようになった時期でもある。

石井五右衛門と桐生との関わりが史料上はじめて確認できるのは、寛

政九（一七九七）年四月に桐生でおきた染地反物滞出入の時である。桐生新町の者六人と他村の者五人が、反物を預かったまま欠落した桐生新町の紺屋を相手取り反物の返還を求めて訴訟を起こした。¹⁰⁾ このうち、十七疋と最も多くの絹を預けていたのは戸奈良村の五右衛門であり、五右衛門はこれ以前から桐生に出入りしていたことがわかる。そして同年の十二月、桐生新町四丁目に屋敷七畝歩を買得したほか、文化四（一八〇七）年には五丁目にも屋敷を所持していることが確認でき、石井五右衛門は屋敷所持という形で桐生での拠点を設けていった。

一方、天保九（一八三八）年に作成された戸奈良村の「村高人別商職人書」¹³⁾には年寄の五右衛門が「五拾ヶ年以前より 呉服渡世」と記されており、これに従えば五右衛門は天明八（一七八八）年頃から呉服渡世を始めていたことになる。また、安永三（一七七四）年には、呉服太物の行商を行う者たちが石井家を中核として絹屋連合という仲間を結成したとされ、¹⁴⁾ その場合、開業の時期はさらに遡ることになる。いずれにしても、先にふれた桐生での出入で、紺屋に加工を依頼した絹が桐生で仕入れたものであったとするならば、五右衛門の呉服渡世は開業まもない頃から桐生で絹の買付けや加工をすることを前提としていた可能性を考えることができる。

このほか「村高人別商職人書」には、石井五右衛門家の分家で百姓代をつとめる吉兵衛が「四拾ヶ年以前より 呉服渡世」を営むと記されているが、分家の名は桐生の絹買仲間の構成員として寛政三（一七九二）年から既にみえており、¹⁵⁾ 分家の呉服渡世は桐生での絹の仕入れを前提に行われていた可能性が高い。本家の五右衛門についても、文化六（一八〇九）年の「絹買仲間講連名帳」¹⁶⁾には分家とともにその名を見出すことができる。

石井五右衛門が桐生との関係を一段と深めることになったのは、文政二（一八一九）年のことである。同年閏四月、石井五右衛門は桐生の絹

買で家業の存続が困難になった玉上甚左衛門から、織屋からの借財を肩代わりする代わりに得意先を譲り受け、同五（一八二二）年迄には桐生に仕入店としての出店（五丁目店）をおいていることが確認できる¹⁸。しかし実際には、石井への得意先譲渡は先方へ未披露であるなどの理由から文政八（一八二五）年までは玉上の名前で注文品の買送りが行われたほか、最大の得意先である岩城升屋と玉上は実質的にも取引を継続したため、石井はその代わりに織屋からの借財も四割五分を負担するにどめることとなった。その後弘化元（一八四四）年には、桐生に出店をおいて二〇〇年来絹買をつとめてきた勢州在住の伊勢屋三郎右衛門から居宅・土蔵・得意先・家財道具を譲り受けて四丁目店とし、同三（一八四六）年にはそれを引き払って五丁目店へ合併している¹⁹。

こうして、石井五右衛門は旧来の桐生絹買仲間の構成員からの譲り受けという形で得意先の獲得につとめると同時に、絹買仲間の構成員としての足固めをすることになった。

3 桐生店の経営

桐生店の経営に関する史料は断片的で、元方の勘定帳簿も残されていないため、その経営内容の詳細については明らかにし得ないが、天保七・八年の五丁目店の店卸を検討した安藤保氏は、①両年とも経営は赤字で、しかも増加傾向にあること、②天保八年の取引額が減少していること、から経営不振を指摘している²⁰。ここでは、それ以後の時期について合わせて検討し、経営傾向をうかがってみたい。

表1は、四丁目店と合併する弘化三（一八四六）年までの五丁目店の店卸についてまとめたものである。これによると、①取引額は増加傾向にあるが経営は赤字であり、特に弘化元年以降は赤字額も急増すること、②これと対応して本店からの借入金である当用元利も急増すること、がわかる。

表1 五丁目店店卸

	天保7 (1836)	天保8 (1837)	天保10 (1839)	天保11 (1840)	天保12 (1841)	天保13 (1842)	天保14 (1843)	弘化1 (1844)	弘化3 (1846)
得意貸	1357両 ^分	1002.1	1449.1	1551.1	2166	1355.2	1791.1	1927	680.3
本帳品代貸金	120.3	57.1	185.2	138.1	138.1	138.1	138.1	138.1	138.1
有代呂物有金	291.2	272	526.2	184.3	376.2	508.1	542.1	461.2	893.2
当座帳書抜	88.1	138.3	214.1	247.2	233.1	138	310.3	206.1	419.2
諸貸金	226	201	299.2	712.3	778.2	797	762	990.1	1067.2
△ (①)	2085	1671.3	2675.1	2835	3693	2936.3	3545.2	3719.3	3201
元備金	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
当用元利	1846.2	1669.3	2574	2692.1	3504.2	2975.3	3389.1	4074	4605.3
本店議定金	50	50	50	50	50	50	50	50	50
諸預り金	264.3	115	168.1	234.1	322.1	172	568.1	336.2	111.3
△ (②)	3124	2834.3	3785.2	3977	4876.3	4198	5007.3	5460.2	5767.3
差引 (①-②)	-1061	-1163	-1110.1	-1110.1	-1183.2	-1261	-1462	-1740.3	-2566.2

典拠) 石井家文書 1086・1087・イ2202 天保9年・弘化2年は欠。

表2 江戸掛店卸

	嘉永2 (1849)		嘉永3 (1850)		嘉永4 (1851)	嘉永5 (1852)
	盆前	盆後	盆前	盆後	盆後	盆前
本帳書抜	1174 <small>両、分</small>	1987.2	609	2154	2664.1	1529
当座帳書抜	159.2	257	107.2	100.1	223	138
その他書抜	101.3	125.3	211.2	247	185.2	180.3
附立有代呂物 <small>ハ</small> 高	1422.3	1617.1	883.2	831.2	725.1	972
出入帳有金	239.2	6	437.1	48	65.3	145.1
本家へ諸貸	121.1	25.1	10		55	
普請金	198	225.2	225.2	312.3	409.2	
勘定不足(嘉永4~5)					37.3	
その他	6.3	21.1	25		15	
<small>ハ</small> (①)	3424.1	4266.2	2510	3694.2	4382.1	2966.1
本家当用借用	3091.3	3564.2	2171	3155.2	3132.1	2503
本家諸預り	47	60.2	184.1	395.1	3	} 486
諸預り	188	496.3	98.2		958	
勘定過上(嘉永2~4)					144	147.3
<small>ハ</small> (②)	3325.2	4121.2	2454.1	3549.2	4239	3137.2
差引 (①-②)	98.2	144.3	55.2	145	143.1	-171

典拠) 石井家文書 イ2212・イ2213・イ2214・イ2217・イ2219・イ2220

合併の後、桐生店は改組されて江戸掛・上方掛とに区別され、勘定も別々に行われた。江戸掛は江戸問屋などを主な取引先とし、上方掛は四丁目店を引き継いで上方の問屋などとの取引があったものとみられる。表2・表3はそれぞれの店卸についてまとめたものである。表2からは、増減はあるものの取引高は合併前を上回る年もあり、また在庫(有代呂物)が以前よりも高い水準で推移していることが知られる。表3でもほぼ同様の傾向をうかがうことができる。

表3の「惣勘定書」の部分は損益勘定にあたるものとみられ、財産勘定の結果と数値が合わないが、商内高や本家からの拝借金の利息につい

て知ることができる。ただし、利益の内訳については記載がないため、利益は買次の口銭によるものか、あるいはそれ以外の部分で確保されたのかは明らかにすることができない。これによると、商内高は増加しているが、嘉永五年盆前の一万両余をピークに減少に転じている。また、商内高の増加も収支の大幅な改善には結びついておらず、本家からの借入金に支えられて商売が成り立っているという構造は変わっていない。

借入金の利銀は、万延元(一八六〇)年まで桐生店を経営した戸奈良村の石井家に対して支払われたが、その額は嘉永二(一八四九)年以降は毎年四〇〇両以上にのぼった。安藤氏の指摘するように、桐生店は本店にとって「利付貸付け対象としての意味が大きかった」が、貸借関係は常に本店の貸し越しで額も次第に増加していることから「勘定上は本店利益の増加を意味しながらも、実際は桐生店の経営悪化を意味し、それは本店にとっても帳簿上のみの利益となる恐れがあった」といえる。

ただし、絹買次業の不振はひとり石井家にみられたものではない。石井家が玉上甚左衛門から得意先を譲り受けた文政期は、桐生の絹買次業の経営が相次いで危機を迎えた時期であり、江戸をはじめとする全国各地の一三〇軒以上の商人と取引関係のあった長沢家が分散したほか、書上家が「仕法替」という経営再建に着手し、佐羽家でも「家訓」「家制」を整備している。絹買次業の性格について詳細に検討した江口百合子氏は、その原因を①預り金の比重が高く、利益率が低いという買次業の経営の特質、②発展しつつある商品生産を背景に、織屋が買次商による収奪に対抗しようとする自立性を獲得しつつあったこと、に求めている。⁽²¹⁾

書上家の場合、桐生周辺の織屋を営む豪農層、桐生・足利・大間々などの在郷町商人、江戸在住または江戸に取引所をもつ諸問屋商人などから融資を受け、文政四(一八二一)年(一八二二)年の七年間で預り金の総額は利付きのものだけで二万四七〇〇両余にのぼった。⁽²²⁾単純に平均すると、預り金は一年で三五〇〇両余になる。

表3 上方掛店卸

	弘化4 (1847)		嘉永1 (1848)	嘉永2 (1849)	嘉永5 (1852)		嘉永6 (1853)
	盆前	盆後	盆後	盆前	盆前	盆後	盆前
惣勘定							
正有金	76	129	2	1	36.3	322.2	6.3
惣懸金 \times 高	236.2	420	654.3	643.3	1158.3	626	1366.
附立有物 \times 高	555.2	898.3	952.3	600.2	1248.1	1394.3	1087.2
店引受之節有物	200	200	200	200	200	200	200
勘定不足 (弘化2~3盆前)	187.1	187.1	187.1	187.1	187.1	187.1	187.1
\times (①)	1255.3	1835.2	1997	1633	2825.1	2730.3	2847.3
内							
御本家様拝借元利 \times 高	1234.3	1733.1	1499.1	1296.3	2497	2027	2319
江戸方 \times 当座借用			195	50		300	50
勘定過上 (弘化3盆後~嘉永5)	14.3	20.3	135.1	272.2	324.1	328	403.2
\times (②)	1249.3	1753.3	1829.3	1619.2	2821.2	2655.1	2772.3
差引テ (①-②)	5.3	81	167.1	13.1	3.3	75.2	74.3
惣勘定書							
儲高 (③=A-B)	114.2	153.1	241	183.3	228	276.3	215.3
{ 商内高 \times (A)	7489	9158.1	9077.2	9335.3	10398	8838	8117.
{ 右之元 (B)	7374.2	9005	8836.1	9152	10169.3	8561.1	7901.1
内							
拝借金利足 \times 高	64.3	65.1	50.2	52.1	73.3	89.3	69
台所諸入用	54.2	36.2	44.1	93.1	79.1	67.1	48.2
銘々四〔五〕人分給金	14.2	14	14	19.2	20	20	17.3
荷造道具諸入用ニタ割 \times 高					45.1	15.3	25
\times (④)	134.1	116	109	165.1	218.1	193.1	160.3
差引テ (③-④)	-19.2	37.1	132	18.2	9.3	83.1	55

典拠) 石井家文書 イ2204・イ2205・イ2209・イ2210・イ2221・イ2228・イ2229

年三万両の取引高のあった書上家に対して、石井家桐生店の取引高はその三分の一程度であり、借入金のおける割合も相対的に高いが、経営資金を戸奈良村の本家から借用し、他人からの融資に頼らずその規制を受けずに済んだことは、石井家が活動を行う上での利点であったということもできる。ただし、売掛代金が円滑に回収されなければ、他の買次商と同様、経営が圧迫されることになるのである。

② 呉服商売を通じた諸関係

石井家は、居村およびその周辺や桐生で呉服商売を通じてどのような関係を築いていたのであろうか。

表4は、石井家から呉服物を仕入れてその販売を行っていた者の例を示したものである。事例①②④は、いずれも石井五右衛門から呉服類を預かって「旅商売」「国売渡世」を行い、代金は売立金などによって後払いするという形をとっている。例えば、事例④では次のようなとりきめになっている。

〔史料一〕⁽²³⁾

差入申証文之事

一此倉之助と申者儲成者にて、農間絹布・太物類、国売渡世仕度心願に御座候得共、難及自、^(方脱カ)此度差金廿両差入、諸品物借用致度、我等共請人に相立、一同達て相頼申入候処、御承知被下、通帳面之通諸品借用致、渡世仕忝奉存候、品代金之義ハ、帰国之時々急度可致皆済候、商売体仕振之義ハ、御差回数次第少も為相背申間鋪候、万一不正之義及御聞被成候ハ、荷物御引上、御勝手次第御取計へ、不足金之分、当人に不抱私共引請、無違乱急度可致皆済、於旅先御公儀御法度之義ハ勿論、同商売之者途中出会候頃、同宿致候ハ、少も無礼無之様慙に致、商売体御仕法急度為相守可申候、差入申絹

表4 石井家から呉服物を仕入れ商売している者

	年代	居所	人名	内容	典拠
①	文政13 (1830) 年 9 月	野州佐野天明小屋町	釜屋勘平	・会津木具類商売、仕入れのついでに石井五右衛門より呉服物諸品預り売立金で皆済	石井家文書 イ1193
②	天保9 (1838) 年 7 月	武州埼玉郡騎西町場	幸八	・天保3～6年、石井五右衛門より呉服物預り旅商売渡世 ・170両借金	同上 イ258
③	弘化3 (1846) 年	野州佐野天明町	与九郎	・4年間で商高400両少々余 ・(石井五右衛門に)絹布代118両余返済につき	同上 イ492
④	嘉永2 (1849) 年 8 月	?	倉之助	・農間絹布太物類国売渡世したい ・差金20両差入れ(石井五右衛門から)諸品物借用 ・請人 岩崎村 左平太・閑馬村 三藏院	「田沼町史」 第4巻248号
⑤	?	越後国宮川宿 同 柏崎町	嘉平次召仕 市兵衛 能登屋留松代 佐四郎	・呉服商内 ・桐生の石井五右衛門・善兵衛方へ罷越、呉服太物仕入	石井家文書 イ875-2・3

布・太物類借用、国売渡世引請証文、仍如件

嘉永二酉年八月

岩崎村

左平太

閑馬村

三藏院

戸奈良村

五右衛門殿

請人の居所である岩崎村・閑馬村はいずれも戸奈良村の隣村であり、倉之助も戸奈良村かその近くの村の者とみられる。倉之助は五右衛門から絹布・太物類を借用し、品代は帰国の度に支払うという約束で国売渡世を行うことが認められている。

では、商品を持参して旅商売にあたる国売との取引は、石井にとってどれほどの利益につながったのであろうか。桐生の書上家を参考にみてもよい。書上家の取引先と利益をまとめた表5によれば、「田舎商」という国売に相当するとみられる者との取引は比較的利益率が高いことがわかる。石井から絹布類を借用して初めて商売に出られるという関係から、国売との取引では石井にとって一定の利益率が確保されていたのではないかと推定される。

事例⑤では、呉服商内をする越後国柏崎町・宮川宿(ともに現・新潟県柏崎市)の者が、石井五右衛門・善兵衛の桐生の出店で呉服類を仕入れていることがわかる。一方、事例①～④で石井から呉服類を借用または仕入れた者は、戸奈良村から比較的近い地域の者であり、品物のやりとりも戸奈良村の石井家において行われたとみられる。桐生店の店卸勘定では「本店品代立替」という費用もあり、桐生で買い付けた呉服類は戸奈良村の石井家にも送られていたと考えられる。

次に掲げる史料は、文政二(一八一九)年に分家の石井吉兵衛が絹代金の返済を求めて同村の甚兵衛を訴えたことに関するものである。

表5 絹買（書上家）の取引先と利益（文政7～10年）

取引先	取引高 両 %	此利 両 %	利益率 %
小利江戸問屋向売高	9200 (30.7)	138 (22.0)	1.5
中利江戸前売店上得意	2160 (7.2)	87 (13.9)	4.0
大利江戸前売店中得意	1315 (4.4)	92 (14.7)	7.0
田舎口、江州 買次分口銭 信州	15420 (51.4)	232 (36.9)	1.5
田舎商分	1270 (4.2)	70 (11.1)	5.5
是迄ハ帳へ出サズ 荷送帳ニ而受取候分	635 (2.1)	9 (1.4)	1.4
合計	30000 (100.0)	628 (100.0)	2.1

(典拠) 書上家文書 C1-12

(註) 「前売店」については現在のところ未検討であり、今後の課題としたい。

〈史料二〉²⁴⁾

乍恐以書付奉申上候

一御知行所野州戸奈良村百姓吉兵衛奉申上候、私より同村甚兵衛へ相懸り候絹代金滞出入、石川主水正様御懸りにて、相手甚兵衛親代吉より私親善兵衛へ引受候畑山は、甚兵衛商致候敷金之筋にも相聞、殊畑山売渡は御法度之処、証文不埒之旨にて手鎖・宿御預ケ被仰付奉恐入候、然ル処右一件、都て巨細内実之儀有体可申立旨被 仰渡、承知奉畏、乍恐絹売仲間之義ハ、古来より夫々議定取極有之候内、売子之儀ハ大金之荷物取扱候儀にも御座候得ば、身元慥成者相撰、仲間加入為致、世話仕候者を親方と唱、渡世為致候仲ケ間議定に御座候処、文化五辰年中、右代吉罷越、絹売渡世致度由、尤元手金無之候得共、所持之畑質地に差出可申候間、金子才覚致具候様申之に

付、同村殊に懇意之間柄故、任其意に金貳拾兩用立、質地証文取之、私親善兵衛親方に相成、仲間加入致させ、去々丑年迄商為致候処、先用立金共都合四拾九兩余相滞、及対談候処、三拾兩余ハ拾ケ年之間御年貢差繰等致、夫故勘定不相立由、実意を以相歎候に付、善兵衛存生中相談之上、右畑山代金三拾五兩に相極引請殘金拾四兩余ハ勘弁致遣、先式拾兩之質地証文相返シ、本証文取極候処、世間之聞も有之候に付、年貢諸役共引受、小作致度由相頼候間、任其意に壹ケ年金壹兩三分に取極、是又名主奥印証文取之、小作に相渡、其砌より代吉義ハ商為相休候得共、一村之儀、氣之毒にも存候哉、翌寅年春中、親善兵衛一同相談之上、私名宛にて証文取之、相手甚兵衛儀仲間加入為致、同五月中、旅商に差出、同九月中帰宅致候由之処、一円挨拶無之に付、代吉方へ承り候得ば、未帰宅不致候由申之、其後嚴重相尋候得ば、荷物計先へ相帰し候杯、種々偽之義共有之候に付、殘荷物受取、不足之分式拾五兩余勘定致候様、数度催促仕候得共、甚兵衛其儘立帰不申上は勘定不相成杯申之、然ル処私義、同国字都宮へ見世差出、代吉甥源兵衛と申者に商為致置候処、莫大之金子損毛之上、売掛も多分相滞有之候に付、右見世相仕舞候上、売掛滞滞方無之分并桐生出店売掛共一同出訴仕度、右に付甚兵衛儀も一村同士之儀と□、乍□、余り等閑に致置候間、出訴之趣相断候得ば、何れに歎滞方出来可申哉に奉存、再三及懸合候処、有無之挨拶も無之候に付、無是非甚兵衛欠落之由に付、代吉并証人弥兵衛相手取、御尊判頂戴相附後も、当人は勿論、村役人へ迄も種々懸合候得共、是又当人より一円否無之に付、不得止事御吟味奉受候始末に成行候処、弥兵衛義ハ証人印形仕候覚無之由申立候に付、御札之上、不正之印形にて、弥兵衛申立候通相違無御座、依之同人義ハ帰村被仰付、既に右一件御吟味御下ゲにも可相成趣□□親子馴合、余不実之致方と心外に奉存、甚兵衛行衛聞札候処、同人伯父近村上田村由右衛門

方に罷在候に付預ケ置、其段御訴申上候処、甚兵衛義も罷出、忒拾五兩余滞ハ有之候得共、前書代吉より善兵衛へ引受候畑山証文、金三拾五兩ハ敷金に有之候間、都て拾兩程も可受取分に有之坏、親善兵衛相果候と附込、種々偽申紛罷在候、然に今般、私分証文不埒之旨にて御咎被 仰付、殊に奉恐入相慎罷在候処、近村之者取扱に罷越候間、右証文之義ハ重キ御利解も承知仕候事故、相返シ候上は、絹代金之儀、不残相済呉候様相懸合申候、右内実有体奉申上候通相違無御座候、御咎中故、乍恐書付を以此段奉申上候、以上

文政二卯年十月

御知行所

野州安蘇郡戸奈良村

訴訟人 吉兵衛

御地頭所様

御役人中様

これによると、文化五（一八〇八）年、甚兵衛の親の代吉が絹売渡世を始めるにあたって、吉兵衛の親の善兵衛が元手金を用立てた上、親方として世話をし、絹売仲間に入らせた。代吉は文化十四（一八一七）年まで商売したが、石井が用立てた金を含め四九兩余を滞らせ、さらに文政元（一八一八）年、吉兵衛あてに証文を出して仲間に加えし旅商に出た甚兵衛も帰宅せず勘定が滞っている、というのである。

この史料で注目されるのは、①戸奈良村、またはそれを含む地域に絹売仲間という組織があり、親方の世話によって仲間に加えした売子は旅商に出ること、②石井が用立てた金を返せなくなった代吉は、当初質店証文を入れておいた畑について石井との間で小作関係を結ぶに至ったこと、③石井は宇都宮にも見世を出して代吉の甥に商売をさせていたが、売掛が滞っているため閉店するつもりであること、④宇都宮店と同様に桐生の出店の売掛も滞っていること、である。

代吉・甚兵衛は、商品である呉服類をどこから仕入れたのか、史料には記されていないが、表4の事例を参考にすれば、呉服類そのものまで石井から仕入れていた可能性も高い。居村およびその周辺の者に対する絹売仲間加入にあたっての保証と元手金の貸与は、この地域における石井家の豪農としての地位が前提になっていると考えられ、また呉服類も供給していたとすれば、石井は絹売仲間の構成員を通して呉服商売も行っていたことになる。²⁵⁾

また、宇都宮店の設置は、都市を拠点とした販売活動をめざすものであったとみられるが、ここでもその経営を圧迫したのは桐生店と同様、売掛の滞りであった。

このように、石井家では荷物を送る買次を行うほかに、居村や桐生店に仕入に来る者に対して呉服類の卸売等をし、他都市に店を設けるなど、様々な形態をとりながら関東・東北各地に商圏を広げていった。

③江戸への進出

各地で成長した豪農層の中には、江戸に商業・金融活動を行うための拠点を設け、あるいは担保物件や地代店賃収入を生み出すものとして町屋敷を所持する者もみられた。桐生の絹買仲間においても、佐羽吉右衛門が天保十二（一八四一）年までに本石町四丁目に地借して店支配人を置き買次渡世を行っていたほか、数名が江戸に拠点を置いていることが確認できる。

表6は、石井五右衛門が江戸に所持していた町屋敷についてまとめたものである。判明する限りでは、いずれも天保期に購入していることがわかる。このほかにも湯屋株を所持して数ヶ町で湯屋を経営しており、弘化二（一八四五）年の書上げによると、町屋敷や湯屋株の所持による上り高は表7のようであった。また、ここには書上げられていない本石

表6 石井五右衛門の所持する町屋敷(判明分)

所在地	購入年代	購入代金
木挽町2丁目 南角5軒目	天保2年8月	600両
木挽町3丁目	?	?
小綱町1丁目 西角5軒目	天保4年6月	1550両
小綱町1丁目 西角6軒目	天保4年6月	1550両
芝田町9丁目 西側5ヶ所目	天保6年8月	150両?
本石町1丁目 南側西角6軒目	天保10年9月	1000両
桜田善右衛門町 西角2軒目	?	?

典拠) 石井家文書 イ683・イ684・イ1821・イ1890・イ1908・
イ1933・1000 旧幕府引継書(国立国会図書館所蔵) 807-101

このほか、石井は弘化二(一八四
五)年から松島町で質店を営み、ま
た江戸で呉服商売も行っていた。そ
の詳細については不明だが、呉服問
屋への買次に関わるものだけではな
かったようである。
文化十(一八一三)年、十組問屋
の株数固定にあたって、江戸に着い
た荷物は全て呉服問屋に差し出すよ
うにと求められた桐生の絹買仲間
これに応じず、天保九(一八三八)
年、江戸で呉服問屋以外の者に直売
り等をする者の取締を求められると、
十組呉服問屋仲間も絹買仲間以外の
者から桐生の産物を買わないことを

町一丁目の町屋敷について、他の史料からまとめたものが表8である。
町入用などの経費は概算であるが、合わせて一年で三七〇両余が手取り
となる計算である。ただし、たびたび臨時の普請入用がかかっており、
実際の収入はこれより少なかったとみられる。
十八世紀後半以降の江戸では、関東農村居住者が町屋敷を所持する例
が多数あり、しかもその町屋敷は日本橋町人地や京橋町人地など江戸町
人地の中でも一等地に集中していた可能性が指摘されている。⁽²⁶⁾ 石井家の
場合も、江戸での活動の中心になったとみられるものはいずれもその一
帯に位置しており、借金を申し込む際の担保とされたのも日本橋町人地
内にある小綱町一丁目と本石町一丁目の物件であった。⁽²⁷⁾ その資金をどこ
に振り向けたのかは不明だが、明治初年においても石井はこの両町と木
挽町二丁目(京橋町人地)の町屋敷を手放していない。

表7 町屋敷・湯屋の地代・上り高 弘化2(1845)年11月改

場所	種類	項目	金額
桜田善右衛門町	地面	地代	4両1分 2匁5分4厘
〃	湯屋	上り高	3両2分
小綱町1丁目		上り高	14両3分 3匁
木挽町		上り高	64匁6分6厘
〃		上り高	6匁6分
〃 9丁目	湯屋	地代・上り高	2両3分2朱 5匁4分5厘
〃		上り高	3両
浅草田原町		上り高	2両3分 540文
下谷山崎町	湯屋	上り高	3両1分
小舟町	湯屋	上り高	3両
箔屋町		上り高	1両1分2朱 1匁5分
□ノ堀			2両 2匁5分
芝田町横町			3両 2朱
メ(1ヶ月当り)			51両1分2朱 113文
1ヶ月上り高			616両2分2朱 548文
内凡町二入用			200両
凡普請積り			50両
凡店入用			50両
引メ			316両2分2朱 548文

典拠) 石井家文書 イ683

条件に要求に応じた。その後まもなく、呉服問屋に五〇両を差し出すこ
とで外店との取引については以前の通りとされている。また、絹買仲間
の多くは、足利方面で織り出されるようになった綿織物類を集荷して江
戸の木綿問屋に買次を行う者でもあったが、木綿問屋も呉服問屋とほ
同時期に外店売や打越荷物の禁止を彼らに求めている。買次仲間の多く
が木綿問屋の意向に應えるなか、石井五右衛門を含む四人の者は外店売
を行っていないとして取締内容を定めた証文に調印せず、また実際は外
店売を行っていた五右衛門は江戸問屋の申し出に不満で、返事の猶予が
許されないのなら除名されても構わないという意向であった。このよう
に、石井五右衛門は江戸の呉服問屋や木綿問屋以外との取引を行い、利
益の確保につとめていたと考えられ、江戸での拠点はそうした活動を支

表8 本石町1丁目町屋敷の地代店賃
上り高(天保期頃/1ヶ月当たり)

項目	金額
地代店賃惣上り高	銀 419匁
内 七分積金	13匁9分5厘
町入用	47匁程
家守給金	30匁
差引(全手取)	銀 328匁程 =金5両1分3朱程

典拠) 石井家文書 1684-7

えていたとみられる。

五右衛門と同様、桐生の絹買仲間
構成員であった分家の吉兵衛の、江
戸での活動を示す次のような史料が
伝えられている。

〈史料三〉

乍恐以書付奉申上候

一 諏訪鞆負知行所野州安蘇郡戸奈

良村百姓吉兵衛召仕利助奉申上

候、主人吉兵衛儀、農業之間呉

服物商渡世罷在、去々寅年五月中、私儀主人商荷物持参、御当地へ

商罷出候処、芝芝井町辺と相覚、同州足利郡足利町政兵衛と申者に

出逢、同人義は私幼少之時分手習朋輩に御座候て、私へ申聞候は当

時御当地へ罷出、本郷元町庄助と申者方に罷在、少々ツツ糶呉服商

仕候旨申聞、相別れ、翌日私旅宿通油町清水屋八右衛門方へ尋参、

私商之得意ヲ世話可致旨申聞、尤同人差図にて両三ヶ所少々ツツ商

仕候、然ル処同人義も御当地へ罷出、取付之儀にて商代呂物も手薄

候、難渋之旨申之、何卒私所持之代呂物貸呉候様申聞、尤代金は近

在へ商に罷出売捌次第、早速勘定可致旨申聞候間、少々代呂物貸遣

し申候所、五、六日過候て金尅両持参仕、此上商出精仕、入金可致

候間、何卒又々代呂物貸呉、身上行立候様致度旨相願候間、相違も

有之間敷と存、凡金高廿兩余之代呂物貸遣、同六月上旬、私婦村之

節に相成候ても、無沙汰に御座候間、前書庄助方へ罷越、政兵衛に

面会仕、及催促候処、金子出来兼候間、何卒此已後之出府之節迄相

待呉候様、達て相詫候間、無拠重て出府之節無相違相濟候筈約定に

て婦村仕り、其後出府之節相尋候処、何方へ罷越候哉庄助方に不罷

在候段、同人は他行之由にて同人妻申聞候に候間、種々様子承り候

得共、相知れ不申候由に御座候間、無詮方私老人之了簡を以、所々

相尋候得共、手掛無之候に付、無致方婦村仕、其旨主人へ申聞、尚

又同年冬中出府仕、右庄助方へ相尋候得共、一向不存旨申之、尤浅

草辺に罷居候哉之旨噂に承り候趣、同人妻よし承り候間、同所辺氣

ヲ付相尋候得共、相分不申候、其後出府之時々相尋、去冬中迄は庄

助方へも相尋候得共、実々不存様子に御座候間、政兵衛儀在所辺へ

は廻り候儀も可有之と奉存、見当り候上ハ及懸合可申とも存罷在、

素より任意貸遣候儀にて、被衝取候筋とも相心得不申候間、御当

地并に政兵衛在所辺往来候時、心掛候時、心掛ケ候のみにて、尋方

等閑に相成罷在申候、然ル処右政兵衛儀御召捕に相成、私義も被

召出始末御吟味に付、乍恐以書付奉申上候、以上

天保三辰年七月十日

諏訪鞆負知行所

野州安蘇郡戸奈良村

百姓 吉兵衛

召仕 利助

右宿

通油町

清水屋八右衛門代

多助

火附盜賊御役

御役所様

天保元(一八二九)年、吉兵衛の召仕利助が主人商荷物を持参して江

戸に出、通油町の清水屋八右衛門方に旅宿していた。清水屋八右衛門は

石井五右衛門が請人となってここに地借し、株主五右衛門のもとで質業

にあたっていたとみられ、文久二(一八六二)年には「渡世井家作其外

一式」を五右衛門から譲り受けている。八右衛門方は絹買仲間が江戸で

参会する場所としてもしばしば史料に登場することから、石井家の江戸

での活動の拠点の一つであったようである。利助は、本郷元町に旅宿して糴呉服商をしていた野州足利町（現・栃木県足利市）の政兵衛に出会い、知人であった政兵衛の世話でその得意先二、三ヶ所でも少しずつ商売をした。やがて、手持ちの商品が少なくなったというので利助は政兵衛に商品を貸したものの、政兵衛の行方はわからなくなり、その代金の返済も滞っている、というのである。

ここには、野州からやってきて江戸で糴呉服商をする者や、江戸問屋との取引関係をもちながら問屋仲間外の者との取引を行う石井分家の姿が記されている。こうした形態こそ、江戸問屋仲間が取り締まろうとしていた状況そのものであり、彼らのような存在が流通構造を変容させる要因となったのである。

おわりに

石井家では、地主として急成長を遂げるのとはほぼ同時期に呉服渡世を始め、まもなく桐生に出入りするようになった。居村からそう遠くない佐野や、在郷町として発展してきた足利を越えて桐生に進出したのは、桐生が単に絹織物の集散地であったからだけではなく、そこが江戸をはじめとする都市との関係が集積している場所であったためと考えられる。桐生店の経営は不振であったといわざるを得ないが、桐生への進出が江戸への進出を含めその後の家業拡大の前提となったことは確実にある。

一方、桐生新町は、石井家のような豪農の進出を受けて、周辺地域の中核的な町場としての性格を一層強め、流通面でも江戸との結びつきの深い在郷町として発展していくことになった。ただし、桐生新町では石井家の進出によってさまざまな波紋が生じている。

中でも、嘉永三（一八五〇）年に桐生新町の領主酒井大学頭が全領分

に御用金や才覚金を賦課した際には、才覚金三〇〇両の減額や出金方法について嘆願した石井五右衛門に対して、酒井家が出店引払いを命じ、これを不服とした五右衛門が勘定奉行所に提訴するという事態にまで発展した。絹買仲間の構成員でもあった町役人は、難しい立場に立つこととなり、「町役人気之毒之由にて、今泉村石原丈二殿被相頼候由にて、三月六日罷越、不残調達致呉様申候得共、不承知相断申候」とあるように、絹買仲間の一人であった今泉村の名主を間に立てて出金を促したが、五右衛門はこれに応じなかった。領主側は、五右衛門が桐生に「抱屋敷地拾軒前程所持いたし、店子数拾軒有之、御高拾石余所持」して「商向殊之外手広二」しながら、これまで上納金を命じられたこともなかったのに、今回出金に応じないことを問題にしている。そして、領主役人は町役人に宛てた書状の中で、分家の石井吉兵衛は才覚金を「桐生新町同様願之趣、奇特心妙之事」であるのに五右衛門は「強情」であると述べたり、五右衛門に不利な見解が出された際には「気味能次第」と記している⁽³¹⁾。一方五右衛門の方は、これまで年貢諸役も滞りなく納めてきた上、上納に応じることにした才覚金の出金方法について嘆願しているだけなのに、出店引き払いを命じられたことで、「町役人共者不及申、領主役人共毎度失手筈」と町役人や領主役人に対して批判的な目を向け、今回の出金の要請は店の繁栄を羨み、断れば出店を引払わせるのが内意であると考えていた⁽³²⁾。結局、一八〇両余の費用をかけ、諏訪家を通して掛け合うなどした結果、五右衛門は才覚金を出さないとということで内済となった。

右の一件は五右衛門の個性によるところも大きいと考えられるが、他所出身者が出店や抱屋敷をもつことによって軋轢が生じ、感情的なものも生じたことは否めない。また、絹買仲間内部においても、桐生新町に居住もしくは出店をもつ町方の者とそうでない在方の者とは、桐生新町との関わり方や織物類の集荷などをめぐって違いがみられた⁽³³⁾。

江戸においても、在地社会から進出してきた豪農層が出店を設けたり、様々な形で商業・金融活動を行うことによって、流通面でも社会構造においても少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。³⁴⁾ 巨大都市江戸と農村の関係は、在郷町桐生と周辺農村の間にみられるような関係が格段に複雑化し拡大したものとしてみることで、石井のような豪農層は都市と農村を結ぶ存在としてもその活動が注目される。桐生への進出は、石井家が居村とその周辺から外に向かって踏み出した大きな一歩であり、彼ら豪農の活動によって都市と農村の関係も変容していったのである。

註

- (1) 「関東市町定日案内」(林英男・芳賀登編『番付集成』上、柏書房・人文社、一九七三年)。
- (2) 拙稿「近世後期における桐生絹買仲間の構造と展開」(『史学雑誌』一〇二編一一号、一九九三年)。
- (3) 「関八州田舎角力番附」(註(1)の出典に同じ)。
- (4) 渡辺尚志「近世の豪農と村落共同体」(東京大学出版会、一九九四年)序章。
- (5) 石井家文書(栃木県立文書館寄託)二七。
- (6) 『田沼町史資料所在目録』第三集(田沼町史編さん委員会、一九八五年)資料解説。
- (7) 安藤保「下野における一在郷商人の経営と意識」(『栃木県史研究』一八号、一九七九年)。以下石井家については、このほかに高崎寿「下野の豪農石井家の研究」(ぎょうせい、一九八九年)、『田沼町史』第四・六巻を参照。
- (8) 石井家文書イ三五五六。
- (9) 前掲安藤論文。
- (10) 書上家文書(桐生市立図書館所蔵)A一六五四・B一五。
- (11) 石井家文書イ二六八七。
- (12) 書上家文書A一七九。
- (13) 『田沼町史』第四巻、三五五―三五六頁。
- (14) 高崎前掲書二八・四一頁。
- (15) 前掲拙稿。
- (16) 石井家文書イ四九六。

- (17) 石井家文書イ一八七三。
- (18) 石井家文書イ七八二一。
- (19) 石井家文書一六。
- (20) 前掲安藤論文。
- (21) 江口百合子「桐生絹買次商の性格について」(『論集きんせい』三号、一九七九年)。
- (22) 前掲江口論文、表四―二。
- (23) 『田沼町史』第四巻、二四八号。
- (24) 同右、二四〇号。
- (25) ここでいう絹買仲間が前述した絹屋連合のことを指す場合は、呉服類の供給元が石井であることはほぼ確実であり、代吉らは事実上石井の売子として旅商に出たと考えられる。
- (26) 渡辺尚志「関東における豪農層の江戸進出」(三)『前掲書第一編第四章。初出は一九八四年)。
- (27) 石井家文書イ一八一―一八一四。
- (28) 『田沼町史』第四巻、二四三号の一部。
- (29) 『栃木県史』史料編 近世五、六六八頁。
- (30) 長沢家文書(桐生市立図書館所蔵)一〇四三。
- (31) 長沢家文書二二一八。
- (32) 石井家文書イ一三七。
- (33) 前掲拙稿。
- (34) 吉田伸之「巨大城下町―江戸」(『岩波講座 日本通史』第一五巻、岩波書店、一九九五年)。

(東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館共同研究員)
二〇〇〇年四月二〇日受理、二〇〇一年九月四日審査終了

Advancement of *Gono* into Kiryu and *Gofuku Tosei* or Kimono Trade

SUGIMORI Reiko

Kiryu-shinmachi developed as a distribution center for many silk fabrics produced all over the area and presented an urban aspect with the influx of servants for weaving factories etc. from neighboring villages. Those who played a central role in the silk fabrics trade were *kinukai-nakama* or the silk buyers guild, who bought the silk fabrics monopolistically and acted as an agent for kimono wholesale stores in Edo and Kyoto in their purchase. The paper will examine the process in which the Ishii family, *Gono* (wealthy farmer) of Yashu Aso-gun Tonara Village (野州安蘇郡戸奈良村) and member of the *nakama* advanced into Kiryu and then will discuss the aspects of their kimono sales business in order to examine the situation of a *zaigo-cho* Kiryu and the activities of *Gono*.

Goemon of the head family of Ishii started kimono business and visiting Kiryu, while he developed rapidly as the landlord during the period from Tenmei to Kansei. In the Bunsei period, he succeeded customers from an old member of the silk buyers guild and opened a branch in Kiryu. However, like many other silk traders, because of many defaults in accounts receivable, the business of the branch was in red and had to depend upon the borrowing from the head office in Tonara Village. In the Tempo period, Goemon had a town residence and some stocks of *yuya* in Edo, and further he was engaged in kimono business. Although the business had financial difficulties, his advancement into Kiryu served as the premise for the expansion of the family business in the future including the advancement to Edo.

In the meantime, Kiryu-shinmachi, as a result of the advancement of such *Gono* as the Ishii family, further strengthened its character as the core town place for the neighboring area, while it developed as a *zaigo-cho* having a deep connection with Edo from the standpoint of distribution. However, in Kiryu-shinmachi, as seen in the case where the way Goemon dealt with the *saikakukin* or the raised money imposed by the manor brought on much criticism, their relations with the town and the way of buying the silk fabrics, etc. differed according to whether they had residences or branches in Kiryu even if they belonged to the same silk buyers guild. The activities of the class of such *Gono* as the Ishii family are worthy of attention in that it was connecting the urban and the rural areas.